

二十八 退職給与引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(支給基準等がさかのぼって改正された場合の取崩し)</p> <p>11 - 4 - 12<u>令第107条第 2 項第 1 号</u>.....</p>	<p>(支給基準等がさかのぼって改正された場合の取崩し)</p> <p>11 - 4 - 12<u>令第107条第 1 項第 1 号</u>.....</p>
<p>(適格退職年金契約等への移行年度における取崩し)</p> <p>11 - 4 - 12の 2<u>令第107条第 2 項第 1 号</u>.....</p>	<p>(適格退職年金契約等への移行年度における取崩し)</p> <p>11 - 4 - 12の 2<u>令第107条第 1 項第 1 号</u>.....</p>
<p>(使用人が役員になった場合の取崩し)</p> <p>11 - 4 - 13</p> <p>.....<u>令第107条第 2 項第 1 号</u>.....<u>第107条第 2 項第 2 号</u></p> <p>.....</p>	<p>(使用人が役員になった場合の取崩し)</p> <p>11 - 4 - 13</p> <p>.....<u>令第107条第 1 項第 1 号</u>.....<u>第107条第 1 項第 2 号</u></p> <p>.....</p>
<p>(退職給与を支給しない正当の理由の範囲)</p> <p>11 - 4 - 14 <u>令第107条第 2 項第 3 号</u>.....</p>	<p>(退職給与を支給しない正当の理由の範囲)</p> <p>11 - 4 - 14 <u>令第107条第 1 項第 3 号</u>.....</p>
<p>(要支給額を超えて退職給与を支給した場合の取崩し)</p> <p>11 - 4 - 15</p> <p>.....<u>令第107条第 2 項第 6 号</u>.....</p>	<p>(要支給額を超えて退職給与を支給した場合の取崩し)</p> <p>11 - 4 - 15</p> <p>.....<u>令第107条第 1 項第 7 号</u>.....</p>
<p>(繰入限度超過額の認容)</p> <p>11 - 4 - 16<u>令第107条第 2 項</u>.....</p>	<p>(繰入限度超過額の認容)</p> <p>11 - 4 - 16<u>令第107条第 1 項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(退職年金受給者がある場合の累積限度額)</p> <p>11 - 4 - 20<u>第107条第2項第2号</u>.....</p> <p>(転籍者に係る退職給与の要支給額)</p> <p>11 - 4 - 24 転籍者(その転籍の時に退職給与の支給を受けなかった者に限る。) </p> <p>(廃 止)</p>	<p>(退職年金受給者がある場合の累積限度額)</p> <p>11 - 4 - 20<u>第107条第1項第2号</u>.....</p> <p>(転籍者に係る退職給与の要支給額)</p> <p>11 - 4 - 24 転籍者.....</p> <p>(<u>転籍者に係る退職給与の額の全部又は一部を受け入れた場合における退職給与の要支給額</u>)</p> <p><u>11 - 4 - 25 11 - 4 - 24の適用がある場合において、使用人の転籍に際し転籍後の法人が転籍前の法人から当該転籍者につき退職給与規程の定めるところにより計算される退職給与の額の全部又は一部に相当する金銭を受け入れたときは、当該転籍の日の属する事業年度における当該転籍者に係る令第106条第1項第1号《退職給与発生額基準》の金額は、11 - 4 - 24にかかわらず、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。</u></p> <p>(1) 当該転籍者が当該転籍の日の属する事業年度終了の時ににおいて自己都合により退職するものと仮定した場合において、その時現在において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額に相当する金額</p> <p>(2) 当該転籍者について当該転籍前の法人が11 - 4 - 26により取り崩した退職給与引当金勘定の金額に相当する金額と11 - 4 - 24により計算した金額(当該転籍後の法人が令第106条第2項《給与総額基準》の規定の適用を受ける場合において、その金額が当該事業年度において当該転籍者に支給した給与の合計額の6%相当額を超えるときは、当該6%相当額)との</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p style="text-align: center;">(退職給与の負担区分が定められている場合の退職給与引当金の取扱い)</p> <p>11 - 4 - 25</p>	<p style="text-align: center;">合計額</p> <p>(注) <u>転籍の日に属する事業年度における令第106条第2項《給与総額基準》の規定の適用に当たっては、転籍者を除いて計算する。</u></p> <p>(<u>転籍前の法人における退職給与引当金の取崩し</u>)</p> <p>11 - 4 - 26 <u>使用人が転籍した場合には、転籍前の法人は、転籍の時の属する事業年度において当該転籍の時における退職給与引当金勘定の金額のうち当該転籍者に係る前期末退職給与の要支給額に達するまでの金額を取り崩して益金の額に算入しなければならないのであるが、転籍前の法人がその転籍者に係る退職給与に充てるため転籍後の法人に金銭を支出した場合において、その転籍の時に有する退職給与引当金勘定の金額のうちその支出した金銭の額に相当する金額を取り崩したときは、次に掲げる条件のすべてを具備しているときに限り、その取崩しを認める。</u></p> <p>(1) <u>一の事業所を分割して新会社を設立し、その事業所に勤務する使用人を新会社に転籍させた場合のように、転籍後の法人の使用人の相当数が転籍によったものであること。</u></p> <p>(2) <u>転籍後の法人における転籍者の退職給与の額が転籍前の法人の在職年数を通算して計算されることとされていること。</u></p> <p>(3) <u>転籍後の法人に支出した金銭の額が転籍前の法人の有する退職給与引当金勘定の金額のうち転籍者に対応する部分の金額に相当する金額であること。</u></p> <p>(退職給与の負担区分が定められている場合の退職給与引当金の取扱い)</p> <p>11 - 4 - 27</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>111 - 4 - 25.....</p> <p>2</p> <p>(使用人が従事することが見込まれる業務)</p> <p>11 - 4 - 26 令第106条の2第3号《分社型分割等における期中退職給与引当金勘定の設定の要件》に規定する「分割承継法人等の業務」又は第107条第1項第3号《退職給与引当金勘定の金額の取崩し》に規定する「合併法人等の業務」とは、これらの号に規定する分割等事業又は被合併等事業に限らないことに留意する。</p> <p>(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)</p> <p>11 - 4 - 27 令第106条の2第3号《分社型分割等における期中退職給与引当金勘定の設定の要件》に規定する「分割承継法人等の業務に従事すること」とは、同号に規定する分割等事業に従事していた使用人が出向により分割承継法人等の業務に従事する場合も、これに含まれることに留意する。</p> <p>(注) 令第107条第1項第3号《退職給与引当金勘定の金額の取崩し》に規定する「合併法人等の業務に従事すること」についても同様とする。</p> <p>(出向者に係る退職給与引当金の繰入れ)</p> <p>11 - 4 - 28</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>.....11 - 4 - 25.....</p>	<p>(注)</p> <p>111 - 4 - 27.....</p> <p>2</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(出向者に係る退職給与引当金の繰入れ)</p> <p>11 - 4 - 28</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>.....11 - 4 - 27.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(出向先法人が通算支給する場合の退職給与引当金の取扱い)</p> <p>11 - 4 - 29</p> <p>.....11 - 4 - 24.....</p> <p>(出向者等が役員に昇格した場合の退職給与引当金の取扱い)</p> <p>11 - 4 - 30</p> <p>.....11 - 4 - 24及び11 - 4 - 29.....</p>	<p>(出向先法人が通算支給する場合の退職給与引当金の取扱い)</p> <p>11 - 4 - 29</p> <p>.....11 - 4 - 24から11 - 4 - 26まで.....</p> <p>(出向者等が役員に昇格した場合の退職給与引当金の取扱い)</p> <p>11 - 4 - 30</p> <p>.....11 - 4 - 24、<u>11 - 4 - 25</u>及び11 - 4 - 29.....</p>